

令和4年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和4年9月 6日

閉 会 令和4年9月 9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（9月8日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	高 田 一 憲 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 亮 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 孝 治 君
-------------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番 森 弘 美 君

6 番 吉 田 勉 君

---

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 7番 坂本 豊 議員

第4 一般質問 2番 川崎憲二 議員

第5 一般質問 3番 久慈省悟 議員

午前9時39分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は5名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、1番小鹿重一君の質問を許します。小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。1番小鹿重一でございます。よろしくお願いいたします。

今日は8月の大雨による被害の状況と対応についてということでお尋ねをいたします。他の議員からも同様の大雨の質問出ていましたけども、私なりに取りあえず聞きたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、8月3日と9日からの大雨は、県内ではこれまで経験したことのない線状降水帯が発生し、記録的な豪雨となりました。川の氾濫による建物の浸水被害、堤防の決壊による農作物の冠水被害、土砂崩れによる通行止めや集落の孤立など、大きな爪跡を残しました。

特に深浦町、鱒ヶ沢町、中泊町、外ヶ浜町、今別町では、被害が大きかったようございます。

8月19日の第4回蓬田村議会臨時会において、村長から、当村においては幸いにも大きな被害はなかったという報告がありましたが、改めて当管内における農作物等の被害状況について質問をいたします。

まず、1番として、農作物、ため池、河川、道路、住宅等の被害が確認されたものはどれぐらいあったのか、また、その対応はどうか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 農作物の被害についてお答えいたします。

8月3日からの大雨により、河川からの越水で冠水した圃場は3.1ヘクタールでした。被災圃場は転作田でソバを作付している圃場です。その他、水路等からの越水で冠水した圃場も多くありました。現在、被災圃場を集計している段階です。

対応としましては、転作作物に対する産地交付金が交付されるように、国の指導の下、作業を進めております。

以上です。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 建設課関係の被災箇所について説明いたします。

現在の被害箇所数は、ため池 1 か所、河川 2 か所、道路12か所、農地29か所、合計44か所になります。

国の災害復旧事業に該当する災害箇所については、災害申請をして復旧していきます。災害復旧事業に該当しない被災箇所については、村の予算で対応していきたいと考えております。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 住宅関係の被害に関してですが、住宅等の被害としては、床下浸水が高根地区で2件ありました。原因としては地表を流れる大量の雨水が基礎部分の通気孔から床下に侵入、流入したものでございまして、翌朝、現地で確認をしたところ、水は抜けているということで、解決済みでございました。

以上であります。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今、3人の課長からお答えいただきましたけども、特にソバについてでございますけれども、私が見た限りでは、広瀬地区と長科地区は全滅です。これはローテーションによるソバの播種の時期が大雨と重なり、圃場が冠水したことや、土砂が流入したことが原因と考えられます。

課長からも今お答えありましたけれども、ソバに対する経営所得安定対策の産地交付金ですが、6つのソバ新要件に取り組んだ場合の村設定単価10アール当たり6,000円と、新要件とは関係のない青森県設定単価10アール当たり2万円は、確実に交付されるように国に働きかけてもらいたいが、まずひとついかがでしょうか。

また、ソバの栽培については、耕起、肥料散布、播種、覆土等の各種作業、さらには新要件に取り組んだ人は、弾丸暗渠、プラウ耕等の作業に一生懸命に取り組んできました。国が被害認定をしない場合は交付金が出ないことになり、生産者のこれまでの努力が全くの無駄になってしまいます。ソバの作付面積は大きく、その大半が冠水被害を受けて生育不良になっているものと思われれます。国による被害認定がなされなかった場合

は、村が被害対策をして農家を救済する考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 今まで適切な作業が行われている圃場に関しては、まず国からは認められると思います。雨も災害の雨ですので、そこはまず間違いないかと思われま。万が一出なかった場合は、今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 先ほど建設課長からもお答えはあったんですけども、被害のあった農地等は災害による復興・復旧になるのかということですけども、その方向で進めるということですけども、もう一度お願いいたします。お答えをお願いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） これから順次測量設計とかして、国の災害復旧事業に該当する被災箇所については、災害申請をして復旧していきたい。

また、その復旧事業に該当しない被災箇所については、村の予算で対応していきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） よろしくお伺いいたします。

次、2番に行きたいと思ひます。

村では大雨の災害対策本部を立ち上げたと思ひますけれども、その構成メンバーと具体的な活動内容はどうか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今回立ち上げた本部に関しましては、災害警戒本部のレベルであります。これは災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報及び水防指令等の発令状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合は、村長は災害警戒対策本部を設置して災害対策本部設置時に準じて対処すると書かれてございます。

それをもちまして蓬田村地域防災計画の中で定義されておりましたので、これを受けて今回は災害警戒本部を8月9日の午後3時30分に立ち上げてございます。

構成メンバーといたしましては、村長を本部長といたしまして、本部員が教育長、会計管理者、役場各課長等になってございます。

活動目的としては、災害予防及び災害応急対策等を実施するものでございまして、今回は降雨状況等の情報、それから河川の水位の状況等を青森県の総合防災情報システムを使って情報収集をいたしまして、総務課職員のみとして避難所開設時には教育課の職員の協力を求めまして対応いたしました。

以上でございます。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 災害対策本部ではなくて警戒本部だというようなこと、前段の体制を取ったという説明でございました。よく分かりました。

こういう場合について、例えば、以前であれば、どこかの分団の消防自動車が村内を巡回するとかということがあったと思うんですけども、こういう場合はそういう必要がなかったのか、あるいは巡回したのか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今回に関しては、大雨の部分だけでありましたので、各分団のほうには連絡をしてございません。よって消防車等の巡回はなしで、役場の職員が役場の車で河川を見回したということになってございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 3番に行きます。

災害が差し迫っている場合に、住民の安全確保と生命を守るために村長が緊急安全確保や避難指示を出すものと思いますけども、この違いはどうか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 令和3年5月20日から警戒レベルの表現が変更となりまして、レベル1の早期注意情報、それからレベル2の大雨洪水高潮注意報、レベル3、高齢者等避難、それから、レベル4、避難指示、レベル5、緊急安全確保と表現されるようになってございます。

ちなみにレベル5となると、緊急安全確保になりますけれども、その場合は既に災害が発生、切迫している状況ということになって、既に安全な避難ができず命の危険な状態になるということで、近年、テレビのニュース等によく言われて、報道で言われているものがこれに当たります。

それから、また、レベル4、1つ下ですけれども、レベル4の避難指示となりますけ

れども、レベル4になりますと、危険な場所から全員避難をしなさいという指示になりますが、これに関しては、避難はあくまでもするという指示を出すということだけでありまして、実際、指示を受けて移動するかしないかは、結局その人の考え方ということになってございます。

あと、レベル3、レベル2、レベル1ということで5段階表になってございますけれども、いずれにしる気象庁等から出されている河川の水位や雨の情報、それから警戒レベル相当情報というものですけれども、これを基に地域の土地の状況や災害実績などを踏まえた形の、総合的に避難情報等、警戒レベルと言われるものですが、発令をする判断をすることになってございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） このときにといいますか、防災無線の放送がありまして、避難所を開設したので、身の危険を感じた人は避難してくださいというような内容であったと思います。差し迫った危険性もなかったからだと思いますけれども、住民の避難誘導としては少し弱かったのではないかと思うが、いかがですか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今回、私ども総務課職員数名が役場のほうに詰めて、県の防災情報システム等、気象庁のホームページ等を見てデータを収集していたわけですが、そのデータの収集、データの判断上、気象庁からレベル4の避難指示が出されて、テレビのほうのテロップにも流れていました。それを受けまして、避難所を開設して、避難したい方は避難所へおいでくださいということで放送しましたけれども、土砂災害でレベル4という形で避難指示のテロップ流れたんですが、場所を確認したところ、瀬辺地の地区の新幹線の線路のところよりももっと山側のほうの場所が土砂災害の警戒レベル4ということが分かりましたので、その時点では民家のほうには被害は及ばないだろうと、距離もあるので。ただ、避難指示ということが出てしまいましたので、大雨、雨もまだその当時降ってございました。なので、大雨で気になる方は避難所へどうぞ避難してくださいということで、あくまでも指示で促したわけではなくて、自主的に避難したい方は避難できるような形で避難所を開設したということが実際のところでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 実際に避難所へ避難した人はいたのかということと、それから、高齢者や障害者、妊婦ら配慮が必要な人のための福祉避難所は、市町村が開設することになってはいますが、当村ではどこ指定しているのかお伺いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 避難所に実際避難者がいるかということになりますけども、村内の人に限って言えば、誰も来ません、ゼロ人です。ただ、役場から危険な箇所を巡回するために職員の乗った車が出ようとした時点で、たまたま役場の前のところに車が止まっていたようで、「どうしたの」ということで声をかけたら、「いや、実は大雨で逃げてきたんだ」と、「どこから来たんですか」と言ったら、「板柳のほうから逃げてきた」という形で、「何かどこか宿、旅館とか泊まれる場所ありませんか」ということで言われたので、「今、うちのほうで避難所開設したので、もしいるのであれば、そちらのほうに案内しますよ」ということで、男性1人が乗った車を案内して、誘導して、結局その方は朝までいたそうです。それを入れると1人ということです。

それから、福祉避難所の定義ということでもありますけれども、一昨年、毎戸に配布したハザードマップのところにもリストが載っていますけれども、各施設、特別養護老人ホームとか蓬生園、それから、玉松ホームとかが一応なっております、なぜ福祉避難所になるのかということですが、今、議員おっしゃられたとおり、妊婦とか高齢者とか、そういう手助けが必要な方を手助けできるスタッフがいる場所ということで、うちのほうでは、その特養とかグループホームとかを指定をして、お話を通しておいでいますので、そういうところで避難所を開設依頼をして開設してもらえば、そこに優先的にそういう方が避難できるという形になってございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君）

4番に行きます。

今回の大雨の経験によって、今後は当地域においてもより大きな自然災害がいつ起きてもおかしくない状況にあると言っても過言ではないと思われまますが、災害対策等の在り方について、村長のご所見をお伺いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 所見を述べるに当たりまして、これまでの災害対策と現状について少し検討して、答弁をさせていただきます。

本村では、これまでも集中豪雨や地震などの自然災害によって何度も被害を受けてきたわけでありまして。このような災害のたびに、村当局、そして、議会が一丸となって、国や県への陳情、あるいは村独自の災害対策を行ってまいりました。

事業的に具体的に申し上げれば、例えば、海岸の護岸整備、昔は台風が来ると波がうちの床下に入ったということもありましたが、現在は海岸の護岸が整備されて、そういったことがなくなりました。

また、河川におきましては、四戸橋川を含めて9河川、大きい河川ですけれども9河川ありますが、これらの河川の改良工事を完成してございます。

また、地域が孤立しないような集落の連絡道路、いわゆる裏通りを以前からずっと整備してきたところであります。それとともに道路側溝、あるいは集落の排水路の整備というものを一緒にやってまいりまして、災害対策に努力してきたというふうに思います。

振り返ってみますと、昭和49年に農村総合整備モデル事業に着手してから、現在まで48年間にわたり村民の命と暮らしを守るために生活関連施設等を整備し、災害に備えてきたと思っております。

この結果、整備水準が向上して、水害による被害が少なくなったものと思っております。

このことは政治の使命であります災害から人命や財産を守るために、歴代の村長や村議会議員各位が不断の努力を積み重ねてきた結果でございまして、先人各位に敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

しかし、近年は、議員のおっしゃるとおり、地球温暖化の影響によって線状降水帯による想定を超える降雨量や超大型台風が発生しております。日本全国でこれまで整備してきた施設の能力を超えているというふうに言われております。

これに対処するため国は、防災・減災・国土強靱化5か年加速対策を推進するとともに、災害対策基本法の見直し、それから、避難基準の見直しを行って、各市町村あるいは県に地域防災計画、あるいは地域ハザードマップの見直し、そして避難基準の啓発を推進するように求めているところであります。

さらに、気象庁の土砂災害危険情報、先ほど総務課長から説明があった土砂災害危険情報、キキクルというものでありまして、危険度分布図を公表しております。これらに

よりまして迅速な防災気象情報の提供を国が行っているところでもあります。

本村においても、ハード面では、河川のしゅんせつ、各地域の排水路の整備、海岸線の水路の泥上げ、老朽ため池等の改修など、災害防除のため、日頃、各種事業を毎年、少しずつでありますが進めているところでもあります。

また、ソフト面では、自主防災組織の設立と充実、ハザードマップの見直し、個別無線機の設置など、ハード・ソフト両面から整備を進めているところでもあります。

また、国は、ハード面の整備には限界があるということから、施設の能力を過信することなく、危険を感じた場合には早期に安全な場所への避難を優先することということ を強烈に言っております。

本村の場合、危険が迫っている場合、村長は蓬田村地域防災計画に基づきまして、災害対策本部の設置や緊急安全確保等の情報の発令、避難所の設置などの判断を行うこととさせていただきます。

今回、豪雨に遭いましたけれども、まずは役場の防災関係課レベルで村内の被害の状況、気象庁からの情報収集、県が設置している村内の雨量情報や河川情報の収集などによりまして現状分析を行い、そして、気象庁並びに青森県との情報交換、実際に情報交換は行ってございます。特に、その後、今後の気象情報の収集と災害現場の危険度の判断によりまして、災害対策本部、あるいは警戒本部、避難所の設置などの災害対策を決定しているところでございます。

この決定に当たりましては、全て村長の責任の下に行っているところでございます。

最後になりますけれども、村民の皆様におかれましては、想定外の災害はいつやってくるか分かりません。昨年は下北、今年は津軽半島ということで、津軽半島並びに西海岸のほうということでございますけれども、とにかく命を守る行動が最優先でございます。それと、備えあれば憂いなしというふうに言われますけれども、常日頃、災害に対する物心、心の準備とともに、うちの周りの水路を整備するとか、そういったことを常に準備を怠らないようにしていただきたいと、このように思います。

以上が私の所見でございます。以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） どうもありがとうございました。

これまで当地域では、大雨や地震等による大きな災害は経験したことはないわけでございますけれども、村長から今ありましたように、これからは何があっても不思議ではな

いということでございますけれども、何かしら蓬田村では、何も起こらないという安全神話が独り歩きしているような感じがします。暮らしやすい安全な地域であるということは今までも言われてきたわけですが、これからはそうはいかないのではないかなと感じています。

防災拠点となります役場の新庁舎の建設を進めていますので、災害対策にはしっかりと取り組んでいただきますことをお願い申し上げて、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

---

#### 日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（木村 修君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。4番柿崎でございます。

今回、大きく分けて2点ほどの通告書に上げたものを聞いていきたいと思ってまいりました。ですが、今、1番の小鹿議員の質問とかなり重なっている部分がありまして、せっかく何日もかけて作ってきたシナリオが思うようにいなくなりましたので、ただ、準備はしてきたのでシナリオどおり進めたいと思いますので、重なった点はご了承ください。

まず、通告書の1として、大雨、洪水、土砂災害による避難指示の在り方について質問いたします。

去る8月9日に、東北で初となる線状降水帯の停滞による影響で、平年の8月の1か月分を上回る記録的な大雨となり、県内各地で甚大な災害に見舞われ、東郡各地でも今までに経験のないほどの被害をもたらされ、日を増すごとにその被害の大きさが明らかになり、驚きを隠せない限りでございます。

通告書の①になりますけども、大雨の洪水、土砂災害による当村の災害状況はどのくらいあったのか。先ほどの総務課長の答弁とか、建設課長の答弁で、農作物は3.1ヘクタールほどのソバなどが駄目だったと。あと、住宅に関しては2件、それから、建設関係に至っては44か所ほどの災害が確認されたということが明確にされました。

そこで、①の2つ目として、当村でも9日の午後7時7分頃に村内全域にふるさと総合センターに避難するようというレベル4の避難指示が出されました。実際には住民の避難者はあったのか、なかったのか、また、時間的に夕食の時間帯であったわけです。

が、そうした受入れ体制は整っていたのか、そして、その後の避難所はいつまで開設したのかということをお聞きいたします。

避難された人数に関しては、先ほどお答えもらったので結構でございます。そのあとのほうよろしくをお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 難避難所の開設の時間ですけども、8月9日の午後5時で開設をしました。それから、職員等の手配をいろいろしまして、それから、避難者に対する飲み水等の物資の配達を含めて一、二時間かかりまして、実際には7時頃に村内全域にふるさと総合センターに避難所を開設して、避難する方はどうぞということで放送をかけてございます。

あとは、避難所、実際いつ閉めたのかということですが、翌10日の午前7時半に避難所は閉鎖ということで、閉めてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ありがとうございます。

それでは、②の質問に移りたいと思います。

避難指示発令は、どのような経緯をたどって組織を編成し決定に至ったのかという答弁を求めます。

ただ、先ほどの、前者の答弁の中に、今回は、災害警戒対策本部の中でいろいろな指示を出したということが、総務課長のほうからの答弁ありました。ただ、一般の村民、それから、消防団とか、各自治会における自主防災組織の方々にとっては、災害警戒対策本部等と対策本部の区別がなかなかつかない。実際には、消防団あたりでも、消防団の本部に所属する団員に関しては、いつその招集がかかるのだろうかとか、待っていた感じがありました。その中で、招集されないままにレベル4の避難指示が出されたということで、非常に困惑したところもありました。

その辺の避難指示を出すまでの区分けは、もう一度、どうなっているのか教えていただけますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） まず、災害警戒本部と災害対策本部ですけども、防災計画上で言われているのは、災害対策本部、実際災害が起きたときに対策する本部という形

でなっております。ただ、その災害に対しての被害がまだない状態、出ていない状態でありましたので、その場合は災害の警戒をするということで災害警戒本部ということで、1段下のランクの組織という形になります。

あと、そのレベル4の避難指示の話ですけれども、気象庁の一定の判断基準でレベルを発令するわけですが、実際のそのレベル4の発令を受けた際、県のほうからも確認を取られるわけですが、確認しましたかということで取られたわけですけれども、そのレベル4が発令されましたということで連絡が来たときに、気象庁のほうの、先ほど危険度の分布図ですけれども、キキクルということで、インターネット上のホームページで検索していくと、蓬田村のどこの場所が実際にそのレベル4に該当するのかとか、土砂災害の危険度がレベル4がどこなのかというエリアが示されるようになっていまして、それで確認をしたところ、先ほど説明したとおり瀬辺地の新幹線のレールのところよりも西側だということで、全然民家がないようなところで土砂災害のレベル4が発令をされた。これは降水量とか、その地形とかを市町村のほうでデータ化していますので、それでレベル4の判断で、もう指示を出してしまうということで、私どもがそのレベル4を確認したのがその時点です。

それから、そのレベル4をもって避難指示をすぐ出すのがいいのかなのかということで、村長とも協議している段階で、県のほうから連絡が来まして、確認をしましたかということで、確認をしました。場所も確認したんですけれども、場所は全然民家がない、人が住んでいないような山なんですけれども、そういう場合でも避難指示とかというのは出すべきでしょうかということで、こちらから聞いてみました。そしたら、それは町村さんのほうでそういう状況が分かっているのであれば、避難指示出すも出さないも、町村さんのほうで判断してくださいということでしたので、あくまでも避難指示は出さないということでやっておったわけですけれども、テレビのほうでは、気象庁のレベル4の避難指示ということで、テロップが流れてしまいましたので、村としても、何か対策をしなければいけないということになって、大雨が降っていましたので、雨で心配の方は避難できるような避難所を開設しようということで、あくまでもその雨の被害を想定しての避難所の開設ということになってございましたので、そもそもその、警戒本部、対策本部まで立ち上げる必要性が、その時点ではなかったもので、各種団体のほうには連絡をしないで、役場の職員等で対応できるのであれば、そちらだけでも対応して、どうしても駄目であればもちろん放送もかけますので、その時点で再度集まっても

らうということで、そういう判断をしたということが実際の状況でございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ありがとうございます。

②と③にも関係することでございますが、レベル4の避難指示が実際出されてしまうと、一般住民の方はやはり警戒レベルを示されている5つの段階の中で、レベル4というのは、先ほど何回も総務課長のほうも述べていますけれども、全ての方が避難という中身になっています。村民もまたそれを見て、頭の中で避難しなければいけないという方向で気持ちが動いているわけでありまして。実際に、私のところにも、「本当に避難すればいいんだべか」、中には、高齢者を抱えていまして、避難したいと、だけでも時間的に旦那さんも帰っておらず、男手がない状況であったという段階で、村に、10キロほど長い村の中で、ふるさと総合センターに避難してくださいと、1つの場所の指定で放送が流れたために、「どうやって私たち行けばいいんだべ」という問合せがありました。中には、「避難の必要性を余り感じないんだけど、これでも行かねばねえんだべか」という声もありました。

そういった感じで、皆さん避難指示が出されたがために悩んでしまったと。結局、その中には、村の中には、自主防災システムという組織があつて、各自治会が先頭になって動く形を取っています。また、各自治会には、地区には、避難場所が設けられています。その避難場所に取りあえず避難したらどうなのかという声もありました。ただし、先ほど答弁があつたように、各団体のほうには何もその避難指示を出すに当たって連絡がなかったために、各自治会長も避難場所を開設していなかったという現実がありました。

ですので、私は、レベル4の避難指示を出すのであれば、やはり、消防団と自主防災組織の長に連絡を取っていかないと、円滑な避難誘導ができない、避難ができないということになると思いますが、その辺はどうお考えになりますか。答弁お願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今回のレベル4、避難指示の話ですけれども、これはあくまでも気象庁が発表している段階でのレベル4ということで情報が流れている形になってございまして、村のほうでは避難指示ということで放送をかけてまで指示しているわけでは実際はございませんので、それを判断するのは市町村だということで了解をもらい

ましたので、うちのほうは避難指示の放送はかけませんでした。報道関係のほうから気象庁のレベル4が出たので、皆そういうので、今後、町村から指示がありますよということの促すためのレベル4のテロップが流れているというような状況になっていたのではないかと考えます。

必ずしもそのレベル4の避難指示、気象庁の避難指示のレベル4が出た場合、判断も何もしないで、全住民に避難指示を出したほうがいいのかというのは、やはりそれは、状況等の確認をして、最小範囲で済むのであれば、最小範囲の段階で対応するのは多分いいと思いますし、今回の場合は、ある程度の大雨の状況、それから、土砂災害で場所がどこなのかとか、そういうデータが分かっていたので、あえて時間も夜間になって、どうも動きづらくなるような時間帯でございましたので、あえてその避難指示を直接村のほうからは発令しなかったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁で、村では避難指示を出してないと。それは気象庁のほうからのいろんな報道とか、テレビの放送で避難指示が出て、村では出していないということでありました。

ただ、住民に至っては、私も含めて、その辺の区別が全くつきませんでした。村で避難指示を出したのだと思って防災無線を受け止めておりました。当然、村民もかなり多数の方が混乱されたように思います。こういう避難指示とか避難の放送をするのであれば、狼少年に例えますけれども、どれが本当なのか、どれが避難しなければいけないのか、全く分からない状況になって、本当に避難しなければいけないときに、誰も避難しないで、災害に巻き込まれるということが非常に危惧されると私は思います。

今後、その辺をもう少し、何ていうんですか、まとまったっていうんですかね、そういう気象庁も村も同じような、一貫した指示を出していただかないと、村民の命に関わる避難のことですから、その辺を明確にした指示を出せるように考えていただけませんか。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 実際、私も現場、現場というか役場にいまして、その指示を出すに当たっていろいろ検討した資料が私の手元にあります。要するに、9日の日、降り始めが、もちろんこれ気象庁じゃなくて県のデータが2か所、うちのほうでは取られて

いまして、阿弥陀川地区と高根地区で両方取られています。この降雨状況を見ますと、午前3時から降り始めまして、9日の午後3時には79ミリというのが高根のほうであります。阿弥陀川のほうでは、午前3時には87ミリということでございました。ところが、午後3時から4、5、6という形で雨量のデータを見ますと降りそうだというので、気象庁のほうからも出ました。実際に4、5、6で降った雨が60ミリぐらい降っています。合わせて今後24時間雨量では143ミリというふうに高根地区ではなっております。阿弥陀川地区では6時までの大体24時間雨量で118ミリということで、カメラもついていまして、カメラのほうも見ながら、あるいは雨量のデータを見ながら、ここで避難指示を出すというのは、ちょっと出す必要ない、120ミリで出すというのは、ちょっと過剰じゃないかなというふうな判断をしましたが、ただ、テレビのほうでは、レベル4に該当するので、避難指示が出ていますというふうになってます。これは調べてみたところ、土砂災害に関してその危険度のレベル4の地域になれば、必然的に避難情報が出るというふうになっているんだそうでございます。ですので、私どもの場合は、瀬辺地の山の山中のところに土砂災害のレベル4が出たわけですけれども、避難情報を出してしまったわけですね、気象庁も。したがって、我々とすれば、もう精神的にやっぱり避難情報が出たというふうになれば、やっぱりその危険、例えば広瀬、瀬辺地地区は山に近い部分もありますので、危険だと思われる。逃げられるうちに逃げたいんだけど、どこに逃げたらいいですかということになると、行くところがないということですので、できれば1か所はやったほうがいいたろうということで、ふるさと総合センターに、午後5時でしたか、5時に出したというところです。

そこで、一つだけ、この厄介なこと、私自身も分からないんですけども、いわゆる洪水警報というものと、今の土砂災害危険情報というのは別なんですよね。ですので、例えば洪水情報が出ているときに低い土地、例えば私どものほうで簡単に言うと、中沢でも長科、長科は低いほうありますけれども、広瀬でも、河川のすぐそばで、海拔が幾らもないところに逃げ込むと、かえって危険になるわけですよ。ですので、その災害の状況によってハザードマップも分けられているんですね。非常にその辺の区分、住民が分かるわけじゃないかと、これは当たり前の話でございまして、なかなかその辺、分かりづらいので、今後、やっぱりそこを、災害情報じゃなくて訓練する場合にも、やっぱり教えていかないといけないんだなあというふうに思います。

もちろん地震のハザードマップもございますし、洪水の場合もありますし、今のよう

な土砂災害のハザードマップもあります。それらの区別についてきちんと教えていかなければいけないだろうというふうに感じております。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 答弁ありがとうございます。

非常に、私も含めて、この避難に関しての在り方というのは、非常に難解だということがはっきり分かりました。これでは村民が避難したらいいのかどうか迷うだけだと思います。

④の質問に移ります。

一時避難場所と避難所の区別、違いを明確に説明していただけますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 結局、一時避難場所ということは、一時的にそこに避難をして、その段階で災害をかわせるものであれば、それはそれでオーケーということだと思っています。

それから、あくまでもその避難所という大きくやる場合は、どうしても今みたいなレベル4とか、そういうのがあれば、例えば集中的に高台の施設が整っているところへ避難をしてもらおうということで、避難所ということで考えていると思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、改めてそこを聞いたのは、やはり避難指示までいかなくても、避難を必要だと感じる方は避難してくださいとか、そういう放送で促すのであれば、やはり一時避難所が各自治会にありますので、まずその一時避難所に避難してくださいと。そこに自主防災組織が絡むわけではありますが、各自治会のほうに連絡をして、まず一時避難場所を確保してくださいと、そこに住民を誘導すると、避難したい方はそこに行ってくださいと。状況を見て、まだまだ悪化するようであれば、何らかの手段を取って移動をさせて、避難所のほうに行ってもらおうとか、そういったことをしないと、夜間とかになっちゃうと、全く避難できない、したくてもできない状況が続きますので、その一時避難所が大事になると思いますが、お考えを聞かせください。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 避難場所ということでしょうけれども、実際その自主防災組

織は正確に、号令一発、全部出るかという状況にあるかっていうことになろうかと思われましても、今まだそういう状況になってございません、実態は。なので、昨年度、避難訓練しましたけれども、やはりそういうのはふだんからもうちょっと訓練自体を回数を重ねていかないと、実際そういう動き方を、実際動けるかどうかというのは、やっぱりふだんの訓練の仕方ではないかなと思っていました。

それから、それのもとになるハザードマップの類いですけれども、まだ今、そのハザードマップ自体も改訂をかけていまして、どんどん、どんどんの情報が、新しい情報が入ってきてまして、作ってもまたすぐ違う浸水域が広がったとか、新しく浸水域が出ましたとかということで、情報がちょっと早すぎて、皆さんに渡す部分のものまでなかなか追いつかないのが現状、実際の現状です。

今年度も改訂するんですけれども、高潮と、それから、水害の関係のやつで、浸水域の部分がまた変わってきたということで、また改訂した形でハザードマップを配布する予定ですけれども、そういうのをやっぱり利用しながら、自主的に動けるような体制はやっぱりふだんから訓練なり練習なりしていないと取れないと思いますので、そういう機会はなるべく役場のほうでもつくって、動けるような形をできるだけ早く取りたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいま総務課長の答弁で、自主防災組織が必ずしも、今、機能する段階にはないように感じるという答弁でございました。ただ、訓練の中にもそういったものを取り入れて確立できるようにしていきたいというお言葉がありましたので、私からも、これからの防災訓練にぜひそういった一時避難所も交えて、防災組織も消防団も総合的に活動できるような訓練をしていただきたいと、強く私から申し上げておきます。

次に、2番の質問に移ります。

今回、瀬辺地地区で起きた280号線沿いの崖崩れ、それと、広瀬川のJR鉄橋付近の川の底から土がえぐられて、土手のほうが陥没した被害は把握されていると思いますが、その後の対応をどのように行うか。また、どちらも村単体では難しく、県への復旧申入れをしなければならぬと感じるが、どのようにお考えですか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 瀬辺地地区の崖崩れ箇所については、東青地域県民局地域整備部に現地を確認していただいて、復旧していただくようお願いをしております。

広瀬川の土手の陥没箇所についても、東青地域県民局地域整備部に位置図と被災写真を持参して復旧していただくようお願いをしております。

今後、急傾斜地の整備を東青地域県民局地域整備部をお願いをしていきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） その崖崩れがあった瀬辺地地区の場所ではありますが、以前にもこの雪害で、木が道路のほうにかかってきて、何とかしてくれないかという質問をしたことがあったと思います。そのときの答弁で、山そのものが村の所有でなく、自治会の所有であるので、県としてはできないというような答弁であったと思います。

今回もそれに引っかかるのではないかなと私は思っているのですが、何せ現場を見ますと、幅10メートルの高さ15メートルぐらいの三角の感じで崩れておって、まだまだこれから、今、台風が訪れる時期になりますと、もう地盤が緩んでいますので、ちょっとの雨でもまた次の災害が起きるように私は見ております。

ですから、その部分に関しては、山全体を抜本的な工事を早急にやっていただかないと、住民の方は安心して眠ってられないという苦情も来ています。

その辺、県とのやり取りを密に取って、何とか強く、その土地の問題とかあるんでしようけれども、例えばですよ、その自治会の土地を村が取得して、村と県で話し合うとか、そういったことは難しいのでしょうか。答弁お願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 自治会との今後の話合いになると思いますけれども、自治会の土地を村が取得するという事は、そういう形になる。また、そうなった場合に、また県のほうでやっていただけるかというの、また一つそこで問題がありますので、その辺のほうをまた密に東青地域県民局とも話して、どうすればやっていただけるかというふうなものを協議していきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 建設課長の答弁、ありがとうございます。

最後になりますが、今の瀬辺地地区の崖崩れの場所が、土地の所有の問題でなかなか難しい部分があって、私の今提案としても村で買って、県のほうにお願いしたらどうで

すかということをお願いしたわけでありまして、村長にお聞きしたいと思います。村長の隣の自治会でございます。この辺、村で山を、土地を買って、県のほうと交渉するというようなお考えはございませんか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この問題は、もうはっきり言ってそういうふうにして解決していかないと、将来とも困るだろうというふうに思います。皆さんもし通過して見ていただければ分かるんですが、あの斜面が瀬辺地自治会のものだそうであります。私も確認はしていません。あの斜面に恐らく目通りの寸法で1尺以上、もしかしたら45センチ以上の杉が数本立っています。もちろんN T Tの電線に邪魔にもなりますとともに、やっぱり雨が降ってきますと地割れとかひび入ったところから上から雨が流入してきますと、木そのものと全てが滑ってくる可能性もあるわけで、それをやることは大変これからの大きな課題であろうと思っています。

ただ、一つだけ考えられるのは、あそこの地区、私も昔、払下げの関係で書類でちょっと見たことあるんですが、天満宮からかけて非常に広い土地だったように、私、記憶しています。ですので、1筆の面積がすごく大きい土地ですので、それを分割して登記して、譲渡してもらおうか、売買するか分かりませんが、そういうところまでいくまでに、多分測量費とか様々な問題が出てくると思います。できれば自治会のほうと協議しながら、その斜面、ある一定の斜面の面積の部分を村に寄附していただいて、その上で村が県と協議をして急傾斜地崩壊防止事業とかそういったものを、村でやってもできないわけではないんですけども、そういった事業を取り込んで、ただその場所が国道のすぐそばでございますので、やっぱり県なりN T Tなりと協議しながらこれを進めていきたいと思っています。

ただ、その間に災害が来たらどうするんだということがありますけれども、やっぱりそれなりの柵なり、土留め工事なり、そういったものはやっつけていかざるを得ないだろうと、私はこう思っていますので、もう少し時間がかかるというふうに思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 村長、ありがとうございます。

非常に前向きな答弁も中にありました。ぜひ、それを実現できるように、強力をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

今日はまとまりがつかない質問で申し訳ございませんでした。どうもありがとうございます。

○議長（木村 修君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

---

日程第3 一般質問 7番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第3、7番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

今日は2点について質問をいたします。

まず最初に、瀬辺地駅への道路が斜面になっているので、これにロードヒーティングをつけてほしいという質問であります。

以前にも何回か質問したわけですが、この場所は、朝の冬期間ですが、朝に通学のために親御さんが車で子供たちを送り迎えしているときに、非常にすれ違いも困難で、何とかしてほしいという要望が以前から出されておりました。

それで、前にも質問したわけですが、ロードヒーティングといえは費用が大変かかる、維持費がかかる装置でもありますので、なかなか二の足を踏む事業であります、何とか設置できないのかどうか、質問をいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 蓬田中学校を卒業して、通学のために瀬辺地駅を利用していると思われる瀬辺地、広瀬、高根地区の人数は12名になります。

冬季間、国道280号から瀬辺地駅までの村道の斜面に凍結防止剤を散布して、車両がスリップしないよう努めております。

そのため、車両のスリップにより事故が発生する可能性は低いと思われ、ロードヒーティングの設置は考えておりませんが、今後も冬季間の路面状況を注視していきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 融雪剤をまいても、やはり除雪機で寄せ雪のために道路が非常に狭くなってしまうわけですね。ですから非常に困難で危険だということでもあります。

亡くなった山舘清剛元議員も、私に何回か、あそこロードヒーティングの話、質問してくれないかというふうに頼まれたことがあります。彼は自分の家の前なので、質問をしづらいわけですね。それで、私もお願いしていた経緯があります。あそこの住民の人もみんな願っていることだと思います。

課長は10人不足ということではありますが、人数の問題ではなく、やはりこれからどんどん通学する人たちが利用する道路ですので、どのくらい費用が、建設費と維持費かかるのか、もし分かっていたら答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 国道280号から瀬辺地駅に向かって斜面区間が約60メートルあります。その区間にロードヒーティングを設置した場合、約1億円の工事費がかかると思われます。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 維持費は幾らになるんですか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 維持費においては、私どももちょっとまだ分かっておりません。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 維持費については、大体、年間五、六十万円という話、聞いたことがあります。

何とか1億円かかるから駄目だという話ではなくて、利便性のためにもぜひ実施していただけるような、よい方向で検討していただきたいと思います。

次に、マイナンバーカードについてお聞きいたします。

マイナンバー制度というのはどういうものなのか、私自身もさっぱり分かりません。個人番号を書いたらいいのか、書かなくてもいいのか。また、カードをつくったほうがいいのか。外国でどのようになっているのか。個人情報の流出問題やプライバシーのこと、もしデータが漏れたら怖いどころの話ではない。このような問題だらけの制度を政

府はどうして始めたのか。経済界の狙いは何なのか。そして利用拡大が日増しに強まり、際限がないわけです。暴走の果てには超管理社会が待っているのではないかという不安がいっぱいなわけです。

それで、まず初めに、3つ質問をいたします。

1つとして、1から3番目までまとめて質問します。

1つ、地方自治体は、個人情報を保護し、プライバシーの権利を守るために、個人情報保護条例を制定して個人情報の外部への提供を制限してきました。ところが、マイナンバー制度により個人情報を外部に提供する改正を行いました。改正により、地方自治体は、情報提供ネットワークシステムを通じた個人情報の請求であれば、請求の正当性を個別に審査することなしに無条件で提供することになります。これで住民のプライバシーの権利を守ることができるのでしょうか。

2つ目です。マイナンバーカードのひもづけは際限がないほど進められています。個人の預金、財産、税金、医療機関への受診経歴や病歴、運転免許証等とのひもづけでカード所有の半強制などが考えられます。民間業者がその情報の提供を求めています。それを拒否することは個人的にできるのでしょうか。

3つ目です。マイナンバーは、国民総背番号制度と言っております。50年前から国が狙っていた国民を監視する最悪の制度であります。これを国の言う便利性だけをうのみにして、住民に危険性を知らせないまま普及を進めることが果たして地方自治体が行うべき行為なのかどうかは疑問であります。国の政策を拒否できない立場かもしれませんが、住基ネットのときでも国の政策に従わなかった自治体も過去にありました。マイナンバー制度のメリットを強調するのであれば、デメリットについても住民に説明をしていただきたい。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

1つ目の質問ですけれども、マイナンバーの利用の法律は大変厳しく制限されていて、カードの安全性では、本人の顔写真入りのため、対面での悪用は困難とされています。

また、ICチップ部分には、税情報、それから年金などの個人情報の記録はされていないこと。手続を受けるためには必要な情報のみをアクセスできる行政職員、村でいうところの、住民基本台帳を担当している住民課の職員が許可されているということです。

また、セキュリティー対策では、なりすましで個人情報を不正に読み出したりすると、

ICチップが壊れるようになっていることや、暗証番号の入力を一定回数以上間違えると、カードがロックされることから、他人に悪用されることは困難とされています。なので、危険性はないものと、1つ目、考えています。

それから、2つ目のひもづけのことですけれども、カードのひもづけですけれども、保険者証等においては、マイナポータルアプリを利用し、スマートフォンやパソコンに暗証番号を登録すれば、カードリーダーのある医療機関や薬局で保険者証として利用できます。また、その情報で保険者証機関でいえば、医療通知、それから、健診、薬剤のことを知ることはできますけれども、個々に情報に暗証番号等を入力することが必要となります。ただ、カードと医療機関との間等でどの辺まで連動できるかなど、まだ詳細がはっきりしていない部分もあります。

各分野において、申告や銀行関係、それから年金等におかれましても、同じことと認識しております。

マイナンバーカードは、あくまでも個人がカードを管理し、運用していくものと認識していますので、民間業者等が情報を求めることはできないと思っています。

これからも動向に注視し、住民に情報提供をしていきたいと思っています。

3番目のデメリットのことですけれども、あるとすれば、カードの使用期限は10年ですが、電子証明書つきの場合、5年で更新が必要となります。一度役場のほうに来庁しなければならないという面倒さ、それから、紛失等、再交付の場合は、電子証明書ありの場合だと1,000円、なしの場合だと800円と、カードの発行手数料がかかるということの2点が想定されます。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本議員、今のこの質問ですけれども、マイナンバーカードについてと通告書に、マイナンバーカードの危険性はないのか、1点しか通告していないわけです。もう少し、今、坂本議員、3点質問していたけれども、通告書にそれを書いてくれば、答弁する側が調べてきて答弁書作ると思うんですけれども、今ここで3点質問されたところで、ということは、この危険性はないのかということについて答弁書を作ってきていると思うんです。多分、再質問、再々質問まで答弁書を作っていると思うんですけども、今3点言ってということは、再質問と再々質問まで言ってしまった状態になってしまうので、次からは通告書にそれを書いてよこしてくれば、答弁する人は助かると思いますので、その点。

○7番(坂本 豊君) 分かりました。これ、急いで通告書を出さないといけなかったの  
で、全部あそこに書くと、もう何ページにもなってしまいますので。

○議長(木村 修君) コピーするのも大変だなと思うので。

○7番(坂本 豊君) 分かりました。でも、質問ちょっと継続しますので、よろしくお  
願いします。

議長から指摘されましたけれども、マイナンバーカードについて私、もうほとんど分  
からないので、本とか、そういうネットの情報とかを頼りにやるわけですが、あまりに  
も範囲が広くて、通告書に書き切れなかったの、時間もなかったの、マイナンバー  
の通告、危険性についてというだけでやってしまって、申し訳ありません。

ただ、今、これから質問することについても、私の持ち時間はたしか90分なので、そ  
れを使って、皆さん飽きてしまうのは分かるんですが、ちょっと質問をさせていただきます  
のでよろしくお願いします。

国は、国民にマイナンバーカードを作らせようと必死になって、あめ玉を差し出して  
いるわけです。物すごくうさんくさいものであります。本当に国民が必要でよいものな  
らば、そのようなことは必要ないわけです。カードを作らないとどうなるのか、社会か  
ら取り残されるものなのか。

アメリカでは、社会保障番号は、マイナンバーが強制などに対して、任意であります。  
カナダも同じく任意です。イギリスでは、番号制度がありましたが、人権侵害装置であ  
るということで廃止されました。ドイツでは共通番号は憲法違反になってしまいました。  
フランスでは社会保障番号がありますが、共通番号として利用しない方針になっていま  
す。隣の韓国では、住民登録番号はありますが、流出が頻発して社会問題になっていま  
す。USBに個人番号を不正にコピーをして持ち出し、売っていたわけです。名前、住  
所、電話番号、銀行口座番号、クレジットカード詳細、収入、結婚関係の有無、パスポ  
ート番号が含まれていたそうです。こうした事件を受けて韓国では、番号制度を見直す  
動きがあるということでもあります。

日本でも2015年5月に、日本年金機構から125万件の個人情報流出しました。サイ  
バー攻撃者のウイルスをうっかり開いてしまったために起きたものです。もし、マイナ  
ンバーで同様の事件が起きればどうなるのか、芋づる式に影響が広がる、恐ろしいこと  
であります。この私の今の発言は、黒田 充氏の「マイナンバーはこんなに怖い」それ  
から、堤 未果氏の「政府は必ず嘘をつく」という本からの引用ですので、ちょっと長

くなりますが質問させていただきます。

日本政府は常に嘘をつきます。マイナンバー制度でも、国民に本当のことは言っていない。国民に不利なことよりも、都合のよい便利であることだけを誇張して宣伝しています。マイナンバー制度は50年前の佐藤栄作元総理のときから、国民総背番号制度の構想でありました。今の形が2016年にスタートを切りましたが、民主党政権のときに、今の構想ができていたものを、前安倍総理政権が引き継いだ形であります。

マイナンバー制度には危険なことがたくさんあります。このような個人情報が入った1枚のカードに集約をされる状態では、いつ情報が漏れるかわからないのです。一旦漏れた情報は消すことが不可能です。名前、住所、電話番号、預金、税金、運転免許証、パスポート、医療における病歴など、様々な情報が詰め込まれようとしています。

国民はマイナンバーで便利になるのか、政府広報オンラインには、「添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます」とあります。

説明書のほうは、「社会保障関係の各種申請で、書類の添付が減ります」としています。削減される添付書類とは具体的に何でしょうか。マイナンバーの利用例を見ると、国民が一生のうちで、どれも何回かする必要があるものということで、そのようなものに数千億円のお金をかける必要はないわけです。

以前は、番号制度で引っ越し手続が便利になると言っていましたが、逆に、マイナンバー制度が始まったことにより……。

○議長（木村 修君） 坂本議員、質問事項を少し簡潔にしてもらえませんか。

○議長（木村 修君） そうするともう質問できないので。私もよく分からないので、どうでしょうか。

○議長（木村 修君） まず続けてください。簡潔にひとつしていただきたい。

○7番（坂本 豊君） 簡潔にならないんですね。

マイナンバーのことについて今説明していますので、それで最後に質問ということになるわけですが、議長が言うところでいけば、私が言いたいこと、何も言えなくなってしまう。

○議長（木村 修君） 要約して説明。

○7番（坂本 豊君） これ、書いてきたのを要約するということは大変なことなので。

時間はたしか90分あるということなので、ゆっくり、マイナンバーのことについて私なりに調べたことを、ぜひ聞いていただきたいということもあります。どうでしょうか。

○議長（木村 修君） 続けてください。

○7番（坂本 豊君） 引っ越しをするたびにカードを転入先に持っていき、表面に書かれている住所を書き換えなくてはならなくなりました。

マイナンバーのおかげで手間が増えました。税金の申告では、番号を書くことで、それを裏づける証明が必要になりました。書かないほうがスムーズになります。この制度の出発点は、社会保障費の削減であります。小泉内閣が行った構造改革は、国際競争力の強化を合い言葉して、大企業の税と社会保障負担の軽減や規制緩和、労働力の流動化などによるものでした。

マイナンバー制度による想定されることは、所得や資産による社会保障給付の制限や保険料の負担増であります。個人番号は、所得だけでなく、2015年の番号法改正により、預貯金口座とひもづけされることが決まっています。また、固定資産税もひもづけされることも検討されています。

2015年5月22日の参議院本会議の代表質問で、日本共産党の辰巳孝太郎議員が、番号法の改正案、預貯金口座への個人番号のひもづけなどを図ることについて、高齢者の金融資産を調べ、医療、介護の負担を引き上げる、これが本当の狙いではないかと追及しました。

○議長（木村 修君） 川崎議員。

○2番（川崎憲二君） すみませんけれども、今のマイナンバーカードの質問については国の方策でありまして、ここで、当議会、村に関しては関係なく、その点であれば、坂本議員は国のほうに要望を出したりすればいいと思うんですが、どうですか。

○7番（坂本 豊君） 議長、議員はそういう発言するって、一般質問ですから、一般質問というのは、予算とかそういう項目にないことを、一般的なことを質問できる仕組みになっているわけですね。

○議長（木村 修君） さっきも言いましたけども、質問事項簡潔に。

暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

---

午前11時12分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

それでは、休憩を取消し、会議を再開します。

質問は、坂本議員、簡潔にお願いします。続けてください。

○7番（坂本 豊君） それで、課長の答弁では、国の言うとおりの危険性はないということでもありますけれども、先ほども同じ、言ったんですが、3つのパターンで、外国の場合では憲法違反、ドイツ、それから人格権の侵害で撤回される、これ、イギリス、情報漏えいの犯罪大国と化すというのがアメリカ、韓国、こういう危険性があるわけです。

脱税や社会保障の不正受給への対応なんてはないと、メリットを吹聴するやからがいますが、これほど悪意に満ちた捏造はないということもあるわけです。

マイナンバーで何もかも分かって、ごまかしができなくなるということも嘘なわけですね。

それから、マイナンバーカードが他人の手に取った場合のリスクということがありますが、実は、パスワードがあるから大丈夫ということもありましたが、4つのパスワードがありますが、逆に言えば4つもパスワードを覚えていられるのかということもあります。また、今までもマイナンバーにかかわらず、役所や電気通信事業者、プロバイダーなどは、個人情報を見られる端末に職員はアクセスするということができ、記録が残るようになっています。これ何もマイナンバーに限った話ではないわけです。しかし、実際には違法なことをしている探偵などが内部職員に内通者をつくって、金で情報を流出させている、こういう事実もあるわけです。

ですから、いろんなところで内通者を使えば、マイナンバーの記録を盗み取ることは可能であったわけです。

そういうことも考えられれば、とてもじゃないが、このカードを作るメリットっていうのはあるのかどうか。

それからもう1点お聞きしますが、マイナンバーカードを作らないと、どういう不利益があるのか、これ最後に答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） まず1つ目ですけれども、マイナンバーカードを作らなければならないのかということですが、これは皆さんもご承知のとおり、国が進めているものです。マイナンバーカードには、まず、マイナポータルというものがあって、そこにまず登録しなければなりません。でも、その登録したものにもいろいろな部分が

あって、そこに各項目でもって暗証番号を入れていかない限り、そこから情報を得ることができないので、そこに、あえて暗証番号を入れて、情報を入れることは、必要はないと思っています。

もう一つの不利益のことですけれども、国が推奨していることなので、保険証等も、今後、なくなっていく方向で、国がもう方針として進めてきていることなので、作ってもらいたいということの、我々行政マンから言わせれば、お願いという立場になっています。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本議員。

○7番（坂本 豊君） 私が、このマイナンバーカードについて質問するというのは、川崎議員がやじで国の方針だからここで議論してはならないということを言っているわけですが、議員はそういうこと言っただけは駄目なんですよ。マイナンバーカードというのは国の政策だから、この行政に関わる問題で、蓬田村でも多少の予算はつくわけで、国の関係でマイナンバーの予算なんか1円もないというわけじゃないわけです。ですから、そういうことは言わないほうがいいと思います。

ただ、皆さん、半数以上がカードを作っていないことに国はいら立っているわけですね。ですから、いろんなポイントをつけたりして、いろんな施策をやって何とか普及させようとしているわけですが、私が言いたいのは、そういうことまでしてマイナンバーカードを作るというのは、国民を収奪するための手段だということと、もう一つは、総務省からの天下り機関をつくって、彼らがいかにして儲けるかということが目的なわけです。今、総務省のほうから700億円の予算をつけてこの機構に天下りしているわけです。それは住基ネットの天下り官僚がそれを引き継いでまたいくという、そういうシステムがあるということを私は言いたいわけですね。

失礼しました。

○議長（木村 修君） 以上で7番坂本 豊君の質問を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問 2番 川崎 憲二議員

○議長（木村 修君） 日程第4、2番川崎憲二君の質問を許します。川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 2番川崎です。

先ほど坂本議員の質問中に発言ということで、大変申し訳ありません。

また、今回の質問ですけれども、1番小鹿議員、4番柿崎議員ともかぶる8月の豪雨の災害についてです。

まず、8月に豪雨で被災された施設につきましてはお見舞い申し上げたいと思います。

質問に入りますけれども、かなりかぶっている部分がありまして、1番の水稻、転作田の当村の被害ということで、先ほど、3.1ヘクタールという報告もありましたので、ここは割愛したいと思います。

また、2番の川の氾濫で、2番についてですけれども、川の氾濫等で広瀬、瀬辺地等で川が氾濫して、転作田にもかなり被害があったということで、先ほど答弁もいただきましたけれども、広瀬地区におかれましては、川の氾濫で田んぼに土砂が入りまして、来年以降作物を作付できないというところまで聞いております。

先ほどの答弁では、県にも要望してその復旧をお願いするということでしたが、作物ができるように復旧はできるのか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 川が氾濫して、田んぼ、転作田等に土砂が堆積したということとありますので、これ、先ほども言いましたけれども、国の災害復旧に該当する箇所については、災害復旧を申請していきます。また、災害復旧で該当しない箇所については、村の予算で対応していきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） ありがとうございます

農家の人たちも、来年また作付したいということもありますので、そこは県のほうに強く要望していただきたいと思います。

3番についてですけれども、避難勧告というより避難指示が出たということで、先ほど来、いろいろ答弁いただいておりますけれども、私も聞いてびっくりというのが、その避難指示が村からでなくて気象庁のほうからだということで、私のうちにも、実際、知り合いから連絡来まして、蓬田大丈夫なのかと、テレビに出ているけれどもということで、私も、どここのどういう場所がそうなっているのかなと、ちょっと疑問に思ったんですけれども、さっきの答弁でいくと、瀬辺地地区の新幹線のほうだと。民家には影響ないということなので、できればそういう場合、報道ではなされていますけれども、防災無線もあるので、そこを村民に誤解がないように、防災無線で改めてそういう理由等を伝えたほうがいいのではないかなと。でなければ、毎年、毎回、こういうのが出ると、

いつも、また、またということで、それが当たり前になってしまって、いざ本当の災害が出たときに、避難指示が出て避難しないのではないかと思うんですが、そこどう思いますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 先ほど来、答弁しておりますけれども、今回の場合は避難指示という形で放送は一切かけてございませんので、あくまでも危険性を感じた方は避難をしてくださいという意味での避難所を開設しましたという形で放送をかけてございます。

それから、どこの場所がどうなっているかという、そういう放送をかければいいというお話でしたけども、あくまでもそれはデータで見た限りでのエリアの話であって、果たして実際そここのところの危険性がどうなのかとか、例えば、その網かかっているところに山とか田んぼとかあった場合、仮にこれ、そういう話を受けて漁船の海での船を係留して落ちて亡くなるとか、そういうのと同じで、山に逆に入っていかれて、そのために、例えば車の何か支障が出たとか、人命に関わるようなことがあるのも困りますので、特別、本当の近い場所とか、関係する場所でない場合は、あえて放送するとかそういうことはしないほうが、私的にはいいと思って、今回はそれも含めて山のどこだということを確認したので、あえて放送はしないということの行動は取りましたけれども、実際はもっとエリアが民家近くとか、近くに何かそういう場所があるのであれば、それなりに対応はしなければいけないのかなということでは考えてございました。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） いずれにしても、マスコミ、テレビのほうにああいう感じで出るとみんな不安になるので、そこを今後、本当にあった場合、避難できないということも予想されるので、その辺は徹底して村民の方々に情報提供ということでお願いしたいなと思います。

4番についてですけども、先ほども答弁でありました、高根地域で2件床下浸水ということでありましたけども、今後こういう豪雨という、雨については、今まで異常気象と言われていましたけども、毎年続いているわけで、今後も想定内ということになると思うんですけども、今回、床下浸水2件あって、次の日には引けたという状況ですけども、このようにならないように、そこはどう対策するかそういうのは考えており

ますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 2件とも高根地区になっていますけれども、実際は8月10日、翌朝になってから自治会のほうから、実は2件、そういう状況になっている家屋があるということで、役場のほうに連絡が来ましたので、役場のほうでは確認をしに職員を向かわせた。

実際、確認をしたところ、実際の川からの越水とかそういうのではなくて、結局、あの近くにある側溝等の本来流れていくところが、そこから流れていかなかったということで、地表をそのまま流れて、その低いところにたまたまその床下の基礎部分の通気口があったということで、そこに水が入っていったという形になってございますので、今後どうするかということになりますけれども、やはりふだんからそういうのは、雨水通しの排水なりは自分のうちの周りなので、やはり泥上げをすとか、そういうことは自己管理の部分で対応できるところが多分大きいと思いますので、まずそれを第1点に、ふだんから確保していただくと。それを第1点に考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） そういう状況であると了解いたしました。

今後、やっぱりこういう集中豪雨等、危険箇所もハザードマップ等で作っていると思うので、いま一度確認していただいて、床下、被災しないような状況に、いつでも巡回なりそういうのを心がけてほしいなと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、2番川崎憲二君の質問を終わります。

---

#### 日程第5 一般質問 3番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第5、3番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） もう時計を見ますと11時30分になりますけれども、私、最後1人ですから、もう少しお付き合いのほどをよろしくお願い申し上げまして、質問に入りたいと思います。

私からは、2点ほど。

初めに、他の自治体から蓬田村に勤める職員のふるさと納税についてお伺いしたいと

思います。

本来、ふるさと納税とは、任意による寄附心から来るものだと、誰もが分かっております。今定例会に、決算にも235万円ものふるさと納税による寄附金があるというふうに会計管理者のほうからも報告がございました。

村にとりましては喜ばしいことで、私も喜んでいる1人でございますけども、この質問を皮切りに、当村役場内外にわたり、つまり、職員はもとより、一般村民にもふるさと納税の大切さと意義を伝えたい、こういう観点から質問に至るわけです。

そこで、質問いたしますが、ほかの自治体から通う職員の給与は、当然役場から出るわけでございます。また、村のお金で長期共済に積み立てられた掛金を退職金として手にするわけでございますから、そういう観点から、せめて、自主的にでもできれば一番望ましいのでありますけども、蓬田村にふるさと納税を寄与できるような条例を定めることはできないものか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） ふるさと納税制度ということに関してですけれども、自分の生まれた故郷は、ふるさとはもちろん、お世話になった地域とか、これから応援したい地域の力になりたいと、こういう思いを実現をして、ふるさとへ貢献をするための制度ということで位置づけられてございます。

住所地へ納税する住民税を実質的に移転する効果がある仕組みではございますけども、寄附金税制を活用して実際はなっております。なので、法律上は寄附とそれに伴う税の軽減を組み合わせたものになってございます。

そこで、ご質問の件のふるさと納税をという話なんですけど、ふるさと納税という名称で納税についてはございますけれども、実質的には寄附金という扱いになってございまして、住民税のように住所地に必ず納税義務が生じるというものではございません。

ましてや寄附金というものですので、自主的に行うか、行わないかということになると思いますので、それはあえて条例制定等で強制するような形にはできないものだと考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 総務課長のほうから、強制できるものではない、これ私も十分、強制できるものではないと判断しております。しかし、どのような言い回しで訴えたら

よいのか、ここはじっくり考える場面ではあるなと私も思いますけれども、国が推進しているマイナンバーカードを職員にも、村長が臨時議会に質問された議員の答弁で、私からもお願いをしていくと、そのように、マイナンバーカードについては村長が答弁されておりましたけれども、これもまた村長の指示・指導で、何ていうんですか、ふるさと納税に起用できないかという、職員に対して指導できるわけでもございません。そこは私も、村長もそのように考えていると思いますけれども、ただ、やはりふるさと納税の寄附金がどんどん高くなるにつれて、やはりこれは村にとってもすごくうれしいことにつながるわけで、そういうことをやはり役場内外にわたってこれからは一緒にいいことは共有していかなければならない時代に入っていくんだろうと。今は、職員の皆さんから私のこういう質問に対して疎ましく思われるかもしれませんが、しかしながら、将来、長きは時代に入ったときに、ああ、あのときああいう質問があったけれども、やはり必要性はあったんじゃないのかなというふうなご理解はいただけるものと、私は思います。ですから、ここは悪人にされようと、蓬田村のために、ほかの地域から通う職員の皆さんには、自主的にやはり、お給料をもらって自分の生活の糧を立て、最後にはやはり退職金制度に当然、制度ですから、これは権利が発生していますので、もらうわけですが、それをどうのこうのという私は、語弊につながるといけませんから申し上げますけれども、そこをどうのこうのしゃべっているわけではありません。あくまでも、どこにいても税金は住んでいれば納めなければならない。ただ、村にお世話になっている立場から、そういう観点で物事を分別してもいいんじゃないのかなと、私はそう思って質問をしているわけで、それに対して、村長のご意見も、もしお聞きかせ願いたいと思っているんですが、村長いかがでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） ふるさと納税の、ある意味、条例化ということは強制となるわけでございまして、そういうふうに法令体系の中で、そういう他の町村の自治会に住む人に強制できるものかというのが非常に私は違和感を感じます。

やっぱり私どもの場合は、ふるさと納税に対しては、その返礼品なりサービスなり、そういったもので私たちが魅力を引き上げて、それを増やしていくというのが正しい方向だと思います。

また、職員そのものは、確かにここに住所があつたりしていますけれども、いろんな事情の下に、他市自治体に住所を移したりしているわけでありまして、そこに強制力を

持たせるということ、私はできないものと。やっぱり職員そのものも労働者でございますので、片方では役場の職員とは言いながら、自治体労働を行う労働者でありますので、やっぱりそれなりの公務員労働という形で、それにふるさと納税引っかけるといのは、私はできないんじゃないかと違和感があるんじゃないかと思います。

その辺、法律的にうまくいくものかどうかというのが、私も自信ありませんので、今後、考えてというか調べてみたいなど、こう思います。

以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 私も質問者ではございますけれども、条例で定めるようなものじゃないだろう、このようには感じています。しかし、なかなか総務課長という束ねる立場にありながら、課長のやっぱり立場においても、指導するのにもしにくいであろう。村長が、またマイナンバーカードみたいに、国が推進しているからといって進捗率を上げるために職員の協力も得たいために指導していく、そういうのの指導とはまた違って、なかなかこういうのに意見をしゃべれる立場、幾ら最高責任者といえども、しゃべれるものではないだろう。しかし誰かが、先ほども申し上げましたけれども、疎ましく思われようとも、こういうことを活気づけて、村維持管理をしっかりしていけるような体制もひとつ大切なものではないだろうか、私はそう考えておりますので。

過去に、今はもう退職されましたが、残念ながら私どもの村職員の中に、何を目的かわかりませんが、他町村にふるさと納税された方が1名ほどいたと、私は記憶しております。これが、村民全体が、一般村民が分かったらどう思うでしょうか。村役場職員の立場でありながらそういうことをするという事は、本来、納税に一生懸命努めなければならない、そういう職員自らが他町村にそういう寄附する。あるまじき行為ではないだろうか、私はそう感じました。

そういうことも分別しながら、やはり当役場に勤める職員の皆さんには、この村のことをやっぱりしっかり考えていただきたい。

ただ、サラリーマンで、サラリーマン化するというのではなく、村民のための職員であるんだと、そういうふうやっぱりこう、認識とともに意識づけをどのようにしていったらいいのか、非常に私も悩むところの言い回しを考えるわけですがけれども、そういうことからもやはり、今後みんなで村内外の住民で、みんなでこういうことに対しては考えていくべきではないだろうか、そう思いますので、総務課長の答弁を、私が

今申し上げたことを分別して、強制できるものではないですが、そういうふうな村内外の村民みんなで考えるということに対して、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議員おっしゃられていること、確かに分かるわけですが、こういう問題に関していくと、寄附行為ということであれば個人の裁量の範囲内ということだと普通は考えますので、その個人の裁量の範囲内に占用するという形に、結局、最終的にあるわけですよ。幾ら話をしても、例えば、結局その人その人の考え方によって、先ほど制度の趣旨も申し上げましたけども、例えば、自分の生まれたふるさとはもちろんですけども、例えばお世話になった地域にやりたいとか、それから、これから応援したい地域に力になりたいとかという、そういう趣旨も入ってのふるさと納税ということなので、やはりそれが納める側に制限をするのではなくて、返礼する品物を、例えば、それぞれもっと魅力あるものにするとか、手続上もっと簡単にできるようにするとか、PRをするとか、そういう形で進めていく方法でないと、やはり効果は出てこないのではないかと私的には思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） どうもありがとうございます。

返礼品云々かんぬんとか、いろいろありますけれども、公務員以外の一般住民という形の観点から言わせれば、それは当然そうなるだろうと。ただ、私はあくまでもこの質問の中で、村の他町村から通っている職員というふうな限定づけで言葉を使っていますから。ただ、今の質問は、条例化できないものか、最初から私もすぐ条例なんてできるもんじゃない、他の町村がそういう条例がない中で、単独でそういう、条例というのは本来、国の法律に準じたものを地方自治は法律つくれないわけですから、立法府で法律はつくっているわけですから、それに準じたものを条例化して制限をかけて、その地域の様々なことを集約、守るとか、そういうふうなことをしているわけで、これを単独の自治体がほかがない中で条例化するというのは非常に難しいものがあるというのは分かっています。しかし、こういう意識づけを誰かが物をしゃべって、だんだんそういうふうが高まっていかないと、そこの地域にやっぱり必要な高まりは、やっぱり持っていくべきだなと。そう思ってやっぱりこういう質問をしているわけで、いきなりどうのこうのというのは私も望んでいないわけでございます。

ということで、取りあえず、次の質問に入りたいと思います。

次に、高収益野菜を目指す農家へのボランティアのポイント制度についてということをお伺いしたいと思います。

蓬田村の社会福祉協議会が主催となり、役場と連携した営農ボランティア活動を繁忙期に展開して、労働不足の解消に向けた展開がなされております。

ボランティアの方々には、聞いた話によりますと、1時間当たりポイントつくんですよ。ある程度たまれば生活用品と交換できるんですということを私は伺いました。

経費の準備は受入れ農家が支払い、作業委託料を充てているという、何かこう、そんなシステムみたいですけども、そこで質問に入ります。

ポイントの制度の規格というのはどのように決められているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、社会福祉協議会が実施主体となっているところです。立ち上げの際に、住民課のほうで関わっていますので、取組の経緯について説明させていただきます。

まず、住民課では、社会福祉協議会に対して高齢者の生活を支援するための事業を委託しており、どんなことができるのか協議検討しているところです。その中で、高齢者の生活支援として、独り暮らしの高齢者向けの野菜のセット販売を令和元年度に企画し、産業振興課に打診したところ、商品にできない規格外のタマネギ、販売が可能であるということで、タマネギ農家を含めて協議検討し、事業を実施しております。

その際、野菜パッケージについて、介護予防事業に参加されている元気な高齢者の人をお願いをしました。非常に積極的で、作業内容についても高評価でありました。このほかにもっとないものかと検討し、令和2年度にミニトマトパック詰めについて再度お願い、テスト運用をしました。さらに、意欲のある人数名をお願いし、タマネギ作業もテスト運用したところ、高評価だったので、農家さんと作業された高齢者の人に、村内の有識者を含め検討し、現在のポイント制度ということの運用になったということです。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） ポイント制度の、今、課長から教えていただいたのは、どうい

作業内容があるかとか、そういうことも広く報告して下さったわけですがけれども、例えば、私が聞いているのは、1時間当たりのポイントがもらえるんですよと、あと、ポイントがたまれば生活用品に換えられる。じゃあ1時間当たり何ポイントもらえて、何十ポイントになれば生活用品と換えられるのか、そこは分かりませんか。これちょっとカウントに入れてほしくないんですけれども。さっきの答弁でそういうのが、ポイントのあれが報告なかったので、今こうやって聞いているんですけども。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） すみません、1日当たり1時間から3時間程度の軽作業でもってやっています。1時間ごとに活動として1ポイントを獲得します。ポイントがたまったら、議員も分かっているとおり、生活用品と交換するということになっていて、現在のポイント制度を立ち上げたものです。（「トータルで何ぼ」の声あり）

トータルはちょっと私のほうのでは把握していないので、聞きたいのであれば社会福祉協議会のほうが実施主体なので、そちらのほうに詳しい資料ありますので、よろしくお願いします。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 分かりました。ありがとうございます。

2番目に、ポイント制度は私も大賛成なんですけど、そしてまた人手不足を解消するという、そういう趣旨に、いいところに目をつけてやっているなど。

私も以前、タマネギを作付した経緯がございまして、やはり人手不足で悩んでしまっただけで、これはなかなかやれるものじゃない。しかし、そういう制度によって、今現在頑張っている人は、ああいいところで救われたなど、私もうらやましい限りでございましてけれども。ただ、こういう人手不足でこういう制度を利用したいなどこれから考える人たちが、タマネギ部会やトマト部会だけでなく、また様々な、困ったそういう人手が必要なそういう方々が利用したいと思ったときに、どういう手続きでそれがスムーズに人手不足につながる事ができるのか、そういうポイントを、受益者としてポイントのほうにお金を支払うことも十分考えているとは思いますが、もしほかの団体とか、また、個人がこういう方々にお世話になりたいと思ったときに、スムーズに行く方法というのはあるものか、教えていただきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

利用の手続きに関しては、この事業は、役場、村自体が実施主体でなくて、社会福祉協議会のほうが実施主体となっておりますので、そちらのほうがもっと詳しいことが分かると思いますので、そっちのほうでよろしく、聞いてもらえればと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 分かりました。あくまでも、何ていうんですか、人手不足解消に向けたこういう取組は、主体があくまでも社協ということで、社協に様々な形で尋ねられたほうがいいと。連携しているということでしたので、もっともっと深く役場も関わって、こういう事業に結びついたんだと、私そう考えておりましたので、課長に分からないところいっぱい聞きましたけれども、最終的にやっぱり、次こういう団体を使いたいな、こういう人たちの力も借りたいなと思っている、そういう人たちのために、ある程度私も社協のほうに尋ねて、知っておくべき問題だなと感じております。

どうもありがとうございました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、3番久慈省悟君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前11時49分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年11月21日

蓬田村議会議長 木村 修

会議録署名議員 森 弘 美

会議録署名議員 吉田 勉